

鴨川市管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第26号

鴨川市管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市管理職手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第41号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「令和7年度」を「令和8年度」に改める。

別表第1教育職給料表2級の副園長及び3級の職 医療職給料表（三）5級の保健師長及び看護師長の項中「及び看護師長」を「、看護師長及び局長」に改め、同表医療職給料表（一）3級の病院長及び医療参事の項中「病院長及び医療参事」を「職」に改め、同表医療職給料表（一）3級の院長代理及び副院長の項を削り、同表医療職給料表（一）2級の院長代理及び副院長の項中「院長代理及び副院長」を「職」に改め、同表医療職給料表（一）2級の医長の項を削る。

別表第2教育職給料表2級の副園長及び3級の職 医療職給料表（三）5級の保健師長及び看護師長の項中「及び看護師長」を「、看護師長及び局長」に改め、同表医療職給料表（一）3級の病院長及び医療参事の項中「病院長及び医療参事」を「職」に改め、同表医療職給料表（一）3級の院長代理及び副院長の項を削り、同表医療職給料表（一）2級の院長代理及び副院長の項中「院長代理及び副院長」を「職」に改め、同表医療職給料表（一）2級の医長の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。